

在籍型出向等支援の取組について（12月末現在）

山梨労働局

在籍型出向（雇用シェア）セミナーの開催

・雇用調整助成金等利用事業所や社会保険労務士を対象に、在籍型出向活用セミナーを会場参集とオンラインの両方で同時開催（令和4年12月5日）。セミナー終了後は、労働局、産業雇用安定センターによる個別相談会を実施。

産業雇用安定助成金制度の周知

・人材開発支援助成金の活用促進の際には、産業雇用安定助成金制度のリーフレットを活用して周知を実施

事業所への出向意向の確認と制度説明

・甲府所に担当求人支援員を配置し、窓口で雇用調整助成金を利用している事業所を中心に、出向支援事業の周知・強化するとともに、HW主催の会議等を利用した周知・説明を実施。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）制度の周知

・労働局・ハローワークが行う各種説明会や面接会、事業所訪問時など、あらゆる機会を捉え人材開発支援助成金制度の周知を実施。また、興味のある事業所には訪問による説明を実施。

1 産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

令和3年2月5日(制度創設日)～令和4年12月31日現在実績

- 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで24人。
 - 企業規模別にみると、中小企業⇒中小企業14人、大企業⇒中小企業10人
 - 業種別にみると、出向元は運輸業（1人）小売業（1人）宿泊業（10人）製造業（10人）その他事業のサービス業（2人）。
- 出向先は娯楽業（1人）宿泊業（10人）飲食サービス業（1人）製造業（11人）職業紹介・労働者派遣業（1人）。
- 出向成立の最多は製造業⇒製造業（10人）、異業種への出向は3事業所（3人）

計画届受理状況

出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
24人	7事業所	9事業所

企業規模別

出向先 \ 出向元	大企業	中小企業
	大企業	0人
中小企業	10人	14人

月別 (人)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R3	—	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	15(3)	0(0)	1(0)	0(0)	18(5)
R4	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	6(4)

※R3.9月の出向元事業所数は2事業所 ※()内は出向先事業所数 ※R3.11月は変更届による出向者追加のため、出向元・出向先事業所のカウントはなし※R4.9月は変更届による出向先追加のため、出向元事業所のカウントはなし

業種別

出向元	出向先	人数	割合
E製造業	E製造業	10	42%
H運輸業, 郵便業	M宿泊業, 飲食サービス業	11	46%
M宿泊業, 飲食サービス業	N生活関連サービス, 娯楽業	1	4%
I卸売業, 小売業	Rサービス業	1	4%
Rサービス業	E製造業	1	4%
Rサービス業	合計	24	100%

2 産業雇用安定助成金 支給実績

令和3年2月5日(制度創設日)～令和4年12月31日現在実績

- 産業雇用安定助成金の支給申請受理件数は23件、そのうち支給決定件数は22件
- 支給決定金額は、出向元：4,125,300円、出向先：10,163,900円、計：14,289,200円
- 支給申請頻度は、出向計画届9件のうち1か月毎が3件、2か月毎が4件、3か月毎が1件、4か月毎が1件(支給申請頻度は1か月毎から6か月毎まで選択が可能)

○支給申請受理及び支給決定の状況

※支給決定件数の内訳
出向元・出向先双方へ支給 6件
出向元のみへ支給 12件
出向先のみへ支給 4件

支給申請 受理件数 (件)	支給決定 件数 (件)		支給決定金額(円)		
			出向元	出向先	計
23	出向元	18	4,281,800	10,163,900	14,445,700
	出向先	10			

月別		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		計	
		件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
R3	出向元	—	—	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	428,000	1	156,500	3	584,500
	出向先	—	—	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	出向元	1	164,000	1	168,000	3	2,028,500	1	156,500	4	427,000	0	0	0	0	1	164,000	1	164,000	1	156,500	2	268,800	0	0	15	3,697,300
	出向先	0	0	0	0	3	7,717,800	0	0	2	914,600	1	189,000	0	0	1	297,000	0	0	0	0	2	816,000	1	229,500	10	10,163,900

3 産業雇用安定助成金の制度改正について

○令和4年10月1日付けで改正された主な内容

① 支給期間の延長

改正前

最長1年(365日)



改正後

最長2年(730日)

- ・延長される期間は令和6年3月31日までです。
 - ・延長希望の3か月前から前日までの間に「**延長届**」の提出が必要です。
 - ・なお、令和4年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。
 - ・支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定して減少しているか(出向元)、雇用量が一定以上減少していないか(出向先)などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。
 - ・令和4年10月1日時点で1年を超えて引き続き出向を実施している労働者は令和4年11月30日までに延長届を提出すると、**さかのぼって支給**されます。
- ※出向計画提出時と生産量要件が一部異なりますのでご注意ください。**

② 支給対象労働者数の上限撤廃

改正前

出向元・出向先ともに
最大500人まで※



改正後

出向元事業所に限り
上限撤廃

※1年度あたり

- ・資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり最大500人までです。

③ 出向復帰後の訓練(off-JT)に対する助成



新設

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験を**ブラッシュアップ**させる訓練(off-JT)を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

経費助成：実費(1人あたり上限30万円)

賃金助成：1人1時間あたり900円(上限600時間)

- ・出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります。
- ・出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに「**復帰後訓練計画**」の提出が必要です。なお、令和4年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。